

○浜松医科大学動物実験施設利用細則

(平成19年6月27日細則第15号)

改正	平成26年7月25日細則第12号	平成27年9月15日細則第23号
	平成28年5月26日細則第26号	平成29年4月28日細則第13号
	平成29年11月8日細則第26号	平成30年11月16日細則第30号
	令和3年12月9日細則第22号	令和6年5月8日細則第29号

(趣旨)

第1条 この細則は、浜松医科大学光医学総合研究所規程（令和6年規程第8号）第14条第2項の規定に基づき、浜松医科大学RI動物実験施設（RIセンターを除く。以下「施設」という。）の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(利用者等)

第2条 施設を利用できる者（以下「利用者」という。）は、国立大学法人浜松医科大学動物実験規程（平成19年規程第5号。以下「規程」という。）第31条に規定する教育訓練を受けた職員、学生及び浜松医科大学研究員等規程（平成16年規程第95号）第2条に規定する者とする。

2 利用者以外で施設へ入退出できる者は、光医学総合研究所先端研究支援部門医用動物資源支援部長（以下「部長」という。）が認める者であって次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 施設設備等の点検等を行う者及び納品業者等

(2) 第1項に規定する者に同伴する学内、学外の施設訪問者

(教育訓練申込及び利用登録申請)

第3条 利用者は浜松医科大学の動物実験室又は飼養保管施設を利用する場合、教育訓練申込書兼動物実験施設等利用登録申請書を部長に提出し、動物実験委員会が行う教育訓練を受けなければならない。

2 教育訓練の受講が完了した者は、ICカードでの施設の利用を認める。

(施設への入退出及び利用時間)

第4条 施設への入退出は、ICカード（職員証、学生証等）を利用して施設の正面玄関から行う。

2 施設の利用時間は、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始の休日を除く月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までとする。ただし、実験の都合上、部長が必要と認めた場合には、この限りではない。

(動物実験の実施)

第5条 利用者が動物実験を行う場合、施設内の定められた場所において規程及び浜松医科大学動物実験細則（平成19年細則第13号。以下「細則」という。）を遵守し、実施するものとする。

(動物の購入又は導入手続き)

第6条 利用者は、動物を購入又は導入する場合は光医学総合研究所先端研究支援部門医用動物資源支援部（以下「部」という。）を経由するものとし、納品の7日前までに実験動物購入申込書又は動物導入許可願を部長に提出しなければならない。

2 利用者は、外国の実験動物業者又は国内外の大学及び研究機関等から動物を導入する場合は、前項に加えあらかじめ動物導入許可願に入手先（導入元）が発行した微生物学的検査成績を添付すると共に遺伝子改変動物の場合には組換えDNA実験計画申請書(第二種使用等)を提出し、施設への搬入について部長の許可を得なければならない。なお、導入に際し、費用が必要な場合は、利用者負担とする。

- 3 実験動物管理者は、動物の搬入に際して納品書等に記載されている事項と実験動物購入申込書あるいは動物導入許可願に記載されている事項とを照合する。
- 4 実験動物管理者は、搬入された動物の健康状態を観察し、必要に応じて、利用者と協議の上、適切な措置を講じなければならない。
- 5 実験動物管理者は、搬入された動物を正常と判断した時は、利用者に連絡し、動物を受け渡す。なお、利用者は実験動物管理者から連絡を受けた後、ただちに動物を飼育室に運び、給餌・給水を行う。
- 6 利用者は動物購入又は導入に際しては、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号。（カルタヘナ法））、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）を遵守しなければならない。

（施設、設備の利用）

第7条 施設内の動物飼育室、手術室などを利用する場合は、実験動物管理者の指示により適切に使用しなければならない。

- 2 動物の飼養については、収容する動物の頭数又はケージ数に応じて実験動物管理者が指定した飼育室を使用するものとする。
- 3 特殊な実験については、実験の内容に応じて実験動物管理者が指定した実験室を利用する。
- 4 実験室、エックス線撮影室等については、予約簿に記録し、鍵を借り出して使用するものとする。

（飼育管理費、施設・設備等の利用料）

第8条 動物の飼養保管、施設設備、実験機器等の使用にかかる利用料については、国立大学法人浜松医科大学における競争的研究費による学内共同利用施設の利用料等に関する取扱要項（平成20年要項第1号）に定める別表のとおりとする。

（不測の事態及び事故時の措置）

第9条 利用者は、施設、設備の火災、破損、故障等を発見したときは、連絡網により連絡を行うとともに、適切な処置を講じなければならない。

- 2 部長は、施設、設備の事故等が発生したときは、直ちに運営委員会の議を経て、必要な措置をとらなければならない。ただし、緊急を要するときは、必要な措置をとった後、委員会に報告するものとする。

（資料等の提出）

第10条 利用者は施設を利用して得られた結果として、原著論文及び報告書が公表された場合は、別刷1部を部長に提出するものとする。

（利用の禁止等）

第11条 利用者が規程、細則等を遵守しない場合、又は他の利用者に著しく迷惑を及ぼした場合は、部長は学長に報告すると共に委員会の議を経て施設の利用を禁止、又はその後の利用を停止することができる。ただし、緊急の場合は、部長が必要な措置をとった後、学長及び委員会に報告するものとする。

（雑則）

第12条 この細則に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成19年6月27日から施行する。

附 則(平成26年7月25日細則第12号)

この細則は、平成26年7月25日から施行する。

附 則(平成27年9月15日細則第23号)

この細則は、平成27年9月15日から施行し、平成27年7月29日から適用する。

附 則(平成28年5月26日細則第26号)

この細則は、平成28年5月26日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則(平成29年4月28日細則第13号)

この細則は、平成29年4月28日から施行する。

附 則(平成29年11月8日細則第26号)

この細則は、平成29年11月8日から施行し、平成29年10月10日から適用する。

附 則(平成30年11月16日細則第30号)

この細則は、平成30年11月16日から施行する。

附 則(令和3年12月9日細則第22号)

この細則は、令和3年12月9日から施行する。

附 則(令和6年5月8日細則第29号)

この細則は、令和6年5月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。